

介護老人保健施設きなん苑感染症予防対策委員会要綱

(平成25年11月1日要綱第11号)

改正 令和2年10月30日要綱第37号

(目的及び設置)

第1条 介護老人保健施設きなん苑（以下「きなん苑」という。）における感染症・食中毒及び床ずれの予防及びまん延・悪化の防止を図るため、介護老人保健施設きなん苑感染予防対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の議題)

第2条 委員会は、前条の目的を図るため、次の事項を検討する。

- (1) きなん苑での感染症が発生若しくはまん延をしたとき、又は発生する危険があった場合の情報収集
- (2) 感染症予防のための具体的対策の検討及び推進
- (3) きなん苑での食中毒が発生若しくはまん延をしたとき、又は発生する危険があった場合の情報収集
- (4) 食中毒予防のための具体的対策の検討及び推進
- (5) きなん苑での床ずれが発生若しくは悪化したとき、又は発生する危険があった場合の情報収集
- (6) きなん苑感染症・食中毒及び床ずれの予防及びまん延・悪化の防止のための研修及び教育
- (7) その他きなん苑感染症・食中毒及び床ずれの予防及びまん延・悪化の防止に関する事項

(委員会及び委員長等)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げるきなん苑職員をもって構成する。

- (1) 施設長
- (2) 副施設長 1名
- (3) 看護師長 1名
- (4) 介護職員 1名以上
- (5) 支援相談員 1名
- (6) リハビリ職員 1名
- (7) 管理栄養士 1名

2 委員会に委員長を置き施設長がこれに当たる。

- 3 委員長は、委員会を統括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長が指名し、委員長に事故があるときはその職務を代行する。

(会議等)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 採否を要する案件については、出席委員の過半数をもって委員会の意見とし、施設長は、委員会の意見を尊重するものとする。
- 3 委員会は、必要に応じて委員以外の者に対し、会議への出席、意見又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会は、必要に応じて以下の小委員会を設置することができる。
 - (1) 看護、介護感染症・床ずれ予防委員会
 - (2) 食中毒防止対策委員会
 - (3) その他きなん苑感染症・食中毒及び床ずれに関する小委員会

(民主的な人間関係の形成)

第5条 委員会は、職種及び職位にかかわらず、職員がきなん苑感染症・食中毒及び床ずれの予防及びまん延・悪化の防止に関して自由に発言できるように努めなければならない。

- 2 委員会は、感染症・食中毒及び床ずれの報告を提出した者が、提出したことを理由として、不利益な処遇を受けないように配慮する。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、きなん苑相談室に置く。

(その他)

第7条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、施設長が定める。

附則

この要綱は平成25年11月1日から施行する。

附則 (令和2年10月30日要綱第37号)

この要綱は、告示の日から施行する。